

---

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1. 計画策定の背景

我が国の母子保健は、これまで、乳幼児や妊産婦の死亡率の改善や疾病の予防などを主たる目標として展開されてきました。その結果、母子保健の水準は、乳児死亡率の低下にみられるように、20世紀中、すでに世界最高水準に達しています。

しかしながら、近年の少子化や核家族化の進行等による家族機能の変化、女性の社会進出による共働き世帯の増加など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変わり、育児不安や児童虐待をはじめとする親子の心の問題、思春期の健康問題などが顕在化するようになりました。

また、乳幼児の事故死亡や妊産婦の死亡などの課題もあり、これからの母子保健は、改善された母子保健の水準を維持していくとともに、残された課題や、現在社会問題化しており、21世紀には深刻化することが予想される新たな課題に対応する必要があります。

そのような中、国では、平成12年11月、21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンであると同時に、関係者・関係機関等が一体となって推進する国民運動計画としての「健やか親子21」を策定しました。

また、栃木県では、平成13年3月、総合的な母子保健サービスと子育て家庭への支援を適切にかつ効果的に実施できるよう「栃木県母子保健事業指針」を策定し、母子保健対策推進にあたっての基本的な考え方を示しています。

本市におきましても、乳児死亡率、周産期死亡率、20歳未満の人工妊娠中絶実施率が、全国平均より高い傾向があるなどの状況をふまえ、市民一人ひとりが安心して「妊娠」・「出産」・「育児」を行うために、関係機関と連携を図りながら、母子保健対策を実施していくことが必要です。

## 2. 計画策定の趣旨

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を安心して生み、育てるための基盤となるものです。妊娠・出産・育児をとおして、親と子が心身ともに健康を保ちながら豊かな人生が送れるよう、市民自らが積極的に子育てに取り組むとともに、地域・行政・学校・職場など社会全体が一体となって「子どもの育ち」を支援するための指針として、「すこやか親子うつのみや21」を策定するものです。

この計画は、ヘルスプロモーション(1)の考え方を基本理念に、単に健康であることを目的にするのではなく、地域住民が質的に豊かな人生が送れるようにするという、QOL(Quality of Life)(2)の向上を目標に据えて策定します。

- 1 ヘルスプロモーションとは、1986年にオタワで開催されたWHO(世界保健機関)国際会議において提唱されたもので、その柱は「住民一人ひとりが自らの決定に基づいて、健康増進や疾病の予防、さらに障害や慢性疾患をコントロールする能力を高めること」「健康を支援する環境づくりを行うこと」の2つである。
- 2 QOLとは、快適な生活の必要条件であり、人間が日常生活を営むうえで必要とされる満足感、幸福感、安定感を規定している様々な要因の質のこと。

また、「健康うつのみや21」の推進と併せて、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むための指針として、母子保健の分野から計画を策定するものです。

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という意識を持って、主体的に健康づくりに取り組むとともに、地域・行政・学校・職場などが一体となってこれを支援し、市民の健康づくりを総合的に推進するため、平成14年9月「健康うつのみや21」を策定しました。

### 3. 計画の位置付け

国の健やか親子21の地方計画であるとともに、本市の第4次宇都宮市総合計画基本計画「健康で幸せなまちづくり」を実現するための部門別計画です。

健康うつのみや21，児童育成計画，青少年健全育成計画，障害者福祉プランなどの本市の関連諸計画との整合性を持った計画です。

### 4. 計画の範囲

この計画の範囲は、おもに、妊産婦とそのパートナー及び乳幼児から小学生・中学生・高校生までの児童とその親を対象者とします。

### 5. 計画の期間

計画の期間は、平成16年度（2004年）を初年度とし、平成22年度（2010年）の7か年計画とします。

また、必要に応じて、中間評価や計画の見直しを行います。